

重要事項説明書

当事業所が提供する通所介護、通所型サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

法人名	医療法人 ORALISS
主たる事務所及び事業所の所在地	岐阜県揖斐郡池田町沓井 25-1
電話番号	0585-35-7000
代表者	理事長 羽田野 友弘

事業所の名称	デイサービスくつい
通所介護	2172601409
通所型サービス	21A2600024
指定年月日	令和元年 5 月 1 日
交通の便	近鉄 黒田バス停から徒歩 8 分
通常の事業の実施地域	揖斐郡全域、大垣市、垂井町、本巣市、安八郡

2. 事業者の職員の概要

職 種	資 格	員 数
管理者	介護福祉士	1 人
生活相談員	介護福祉士	2 人以上
看護職員	看護師	2 人以上
機能訓練指導員	作業療法士 理学療法士 看護師	3 名以上
介護職員	介護福祉士 作業療法士 理学療法士 その他	17 人以上

3. 施設の概要

定 員	単独型 65 人（1 単位）
食堂及び機能訓練室	200.60 平方メートル
浴 室	一般浴槽(2 か所)・特殊浴槽(1 か所)
その他の設備	・事務室 ・相談室 ・静養室 ・厨房室 ・カラオケ室 ・送迎車

4. 営業日およびサービス提供時間

営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	月・火・水・木・金・土・祝日営業。
休業日	年末年始（休業日については変更有）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時 10 分～午後 16 時 20 分

5. 通所介護利用料金

- (1) 当事業所の通所介護の提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として、通所介護（介護保険適用部分）に要する介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

本料金(大規模Ⅱ)		加算	
要介護 1	607 単位	入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位
要介護 2	716 単位	個別機能訓練加算Ⅰ(口)	76 単位
要介護 3	830 単位	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位
要介護 4	946 単位	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数×9.0%
要介護 5	1059 単位		
令和 6 年介護報酬改定料金			

- ・ その他の地域になりますので地域加算 1 単位は、10 円となります。
- ・ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払いは受けられません。
- ・ 基本料金以外の加算として、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）に規定される個別機能訓練指導、又は入浴を受けた場合は、上記の金額を負担していただきます。なお、介護処遇改善加算として、算定単位数に 9.0%を乗じた金額を負担していただきます。

6. 通所型サービス利用料金

(1) 当事業所の介護予防通所介護相当サービスの提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則として、各市町村の定める額となります。ただし、第1号事業支給費の支給を受けることができる場合は、各市町村の定める額に当該利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

(2) 介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

基本料金		加算	
通所型サービス費（Ⅰ） 安八郡については変更あり	1798 単位		
事業対象者（週 1 回程度の利用）、要支援 1 の者 1 月につき		口腔機能向上加算	150 単位/月
通所型サービス費（Ⅱ） 安八郡については変更あり	3621 単位	介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）	算 定 単 位 数 × 9.0%
事業対象者（週 1 回程度の利用）、要支援 1、2 の者 1 月につき			
1 回につき料金について			
安八郡広域連合	1 月につき 1672 単位		
	1 月につき 3428 単位		
	1 回につき 384 単位 (4 回まで)		
	1 回につき 395 単位 (8 回まで)		
垂井町	1 回につき 436 単位 (4 回まで)		
	1 回につき 447 単位 (5 回から 8 回まで)		
大垣市	1 回につき 436 単位(4 回まで)		
	1 回につき 447 単位 (8 回まで)		
もとす広域連合	1 回につき 436 単位(4 回まで)		
	1 回につき 447 単位 (8 回まで)		
揖斐広域連合	1 月につきの月単位 となるため上記通所 型サービス費参照		

(2) その他の費用

1. 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要した費用は、次の額を負担していただきます。
 - ① 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロあたり 30 円
 - ② 通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロ以上 30 円にその端数をますごとに 30 円を加算
2. 昼食代として 880 円(おやつ込み)
3. オムツ・リハビリパンツ代、パット代は実費を頂きます。
(オムツ 1 枚 150 枚円、リハビリパンツ 1 枚 150 円、パット 1 枚 50 円)
4. その他レクリエーションにかかった費用は、材料費等実費をいただきます。

(3) 料金の支払い方法

あなたが事業者に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月 15 日頃までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金の請求をします。支払日は 27 日となります。支払方法は、口座自動引落としになります。契約の際に口座の登録をお願い致します。

(4) キャンセル料

あなたのご都合により当日の通所介護をキャンセルした場合には、下記の料金を頂く場合がありますので、キャンセルする場合は、至急当事業者に連絡してください。

ご利用日前日の 21 時までにご連絡頂いた場合	キャンセル料無し
ご利用日前日の 21 時以降のキャンセルの場合	食事代(おやつ、ドリンク代含む)880 円

(3) その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、保険者の窓口に提出して差額の払い戻しを受けてください。

7. サービス利用に当たっての留意事項

・体調の確認

通所介護、通所型サービスにお見えになる日の朝、ご家族で体調の確認をお願いします。気になる事等がある時は、必ず職員にお伝えください。また、発熱等体調に異常がある時や病気の時は通所介護のご利用はできません。

・利用時間の変更

サービス利用の変更は、ご利用予定日の前日までに事業者に出してください。

8. 緊急時の対応方法

通所介護、通所型サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかにあなたの主治医等に連絡します。

主治医	氏 名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏 名	
	連絡先	

11. 非常災害対策

非常時の対応	第一にご利用者の安全を確保して、避難地 池田町指定避難所デイサービスくつゐ又は養基公民館に避難します。
近隣との協力関係	地域の防災訓練等に積極的に参加し、非常時の協力体制を確保、整備しています。
防災設備	火災報知設備、火災通報装置、誘導灯、消火器、ガス警報機 一酸化炭素警報器を設置してあります。 災害に備えての準備品 ①非常食料、飲料水 ②懐中電灯、ラジオ ③緊急医療品 ④毛布
防災訓練	避難、消火訓練年 2 回、通報訓練年 1 回の防災訓練を実施します。
防火・防災計画	防火管理者： 畠山 大輔 防火責任者： 羽田野 秀樹 内 容： 目的、管理組織、管理者・責任者の任務、訓練、準備品等

12. 事故発生時の対応

- 事業者は、通所介護、通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は、通所介護、通所型サービスを提供する上で、この条項に違反し、または事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

13. 苦情処理

あなたは、当事業者の通所介護、通所型サービスの提供について、いつでも苦情を申立てることができます。あなたは、当事業者に苦情を申立てたことにより、何らの差別待遇をうけません。

苦情相談窓口 担 当：管理者 畠山 大輔
電話番号：0585-35-7000

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申立てることができます。

揖斐広域連合	岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方 1-1	0585-23-0188
安八郡広域連合	岐阜県安八郡安八町中須 410-1	0584-63-2050
もとす広域連合	岐阜県本巣市下真桑 1000 番地	058-320-2220
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1	058-275-9826
揖斐川町役場 介護保険担当課	岐阜県揖斐川町三輪 133 番地	0585-23-1341
神戸町役場 介護保険担当課	岐阜県安八郡神戸町大字神戸 1111 番地	0584-27-3111
大野町役場 介護保険担当課	岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地	0585-34-1111
池田町役場 介護保険担当課	岐阜県揖斐郡池田町六之井 1468 番地の 1	0585-45-3111
垂井町役場 介護保険担当課	岐阜県不破郡垂井町 1532-1	0584-22-1151
本巣市役所 本庁舎	岐阜県本巣市文殊 324 番地	0581-34-2511
大垣市役所 介護保険担当課	岐阜県大垣市丸の内 2 丁目 29 番地	058-272-1111

14. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の 実施状況	1.あり	実施日	令和 年 月 日
		評価機関の名称	
		結果の開示	1.あり 2.なし
	2.なし		

15. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する会議等を開催し、その結果を従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に虐待の防止のための研修を定期的に
- 4 虐待の防止を徹底するため虐待防止担当者は管理者とする。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

虐待防止窓口 担 当：管理者 畠山 大輔
電話番号：0585-35-7000

16. 身体的拘束等の禁止

第18条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体的拘束等のための研修の実施

身体的拘束等の窓口 担 当：管理者 畠山 大輔
電話番号：0585-35-7000

個人情報に関する基本方針

医療法人 ORALISS が運営するデイサービス くつい（以下、「事業所」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

③事業所が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

①事業所は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、事業所内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

事業所は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。岐阜県県民生活相談センター 相談窓口（電話 058-277-1003）までお問い合わせください。

4. 苦情の対応

事業所は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

個人情報の利用目的

デイサービス くついででは、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

個人情報の使用に係る事項

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

事業者
通所介護、通所型サービスの提供にあたり、この説明書に基づいて利用契約書、重要事項を説明しました。

説明者

氏 名

氏 名 (続柄)

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名の上、各自その 1 通を所持します。